令和7年度

決算報告

問 財政課☎㉚9125

決算の概要

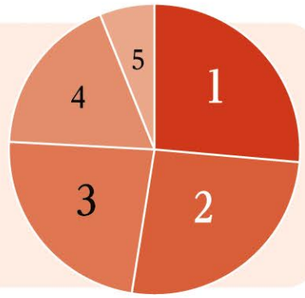
普通会計の決算状況

令和7年度普通会計の決算は、歳入決算額が670億3,057万円で、前年度と比べ、28億1,183万円（4.4%）の増加、歳出決算額が660億9,340万円で、前年度と比べ、29億546万円（4.6%）の増加となりました。

※令和7年度の本市の普通会計は、一般会計、漁港管理特別会計、墓地管理事業特別会計、港湾管理事業特別会計、市営住宅事業特別会計および宮島水族館事業特別会計の合計です

歳入

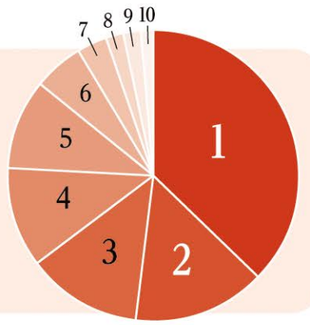
670億3,057万円



1	市民の皆さんや企業などからの税金	177億3,533万円	26.5%
2	市の財政状況に応じて国から交付されたお金	176億1,456万円	26.2%
3	市が行う事業に対する国や県からの補助金など	156億2,965万円	23.3%
4	基金（貯金）を取り崩したお金や手数料など	120億4,763万円	18.0%
5	事業を行うために借りたお金	40億340万円	6.0%

歳出

660億9,340万円



1	民生費	247億497万円	37.4%	6 衛生費	36億7,573万円	5.6%
2	総務費	96億7,631万円	14.7%	7 消防費	22億6,971万円	3.4%
3	土木費	84億4,699万円	12.8%	8 農林水産業費	13億1,908万円	2.0%
4	教育費	72億7,214万円	11.0%	9 商工費	12億8,046万円	1.9%
5	公債費	66億3,272万円	10.0%	10 その他	8億1,529万円	1.2%

市民1人当たりに使われたお金

57万5,900円

※令和8年1月1日現在の人口（114,773人）で算出

民生費 21万5,300円
児童、高齢者、障がい者福祉の充実などに



総務費 8万4,300円
コミュニティの推進や内部事業の費用などに



土木費 7万3,600円
道路や河川、公園の整備などに



教育費 6万3,400円
学校教育や社会教育の充実に



公債費 5万7,800円
借入金の返済に



衛生費 3万2,000円
保健医療やごみ処理などに



消防費 1万9,700円
消防、救急や防災対策などに



農林水産業費 1万1,500円
農林水産業の振興のために



商工費 1万1,200円
商工業や観光の振興のために



その他 7,100円
議会の活動に要する費用などに



●市債現在高の状況

会計区分		令和6年度末	令和7年度末
一般会計		636億9,656万円	614億6,967万円
特別会計	市営住宅事業	6億7,672万円	6億5,154万円
	宮島水族館事業	5億2,083万円	4億4,247万円
合計		648億9,411万円	625億6,368万円

●市有財産の状況

基金	154億686万円
有価証券	7,600万円
土地	8,643万602㎡
建物	48万1,542㎡

公営事業会計の決算状況

会計区分	歳入（収入）	歳出（支出）
国民健康保険	111億4,877万円	111億919万円
介護保険	113億5,657万円	112億6,784万円
後期高齢者医療	24億2,132万円	24億1,000万円

企業会計の決算状況

●下水道事業会計

事業収益	事業費用	資本的収入	資本的支出
40億8,164万円	39億7,726万円	41億1,849万円	47億9,230万円

●国民宿舎事業会計

事業収益	事業費用	資本的収入	資本的支出
859万円	3,948万円	0	0

※消費税および地方消費税を含む
※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金などにより補てんした

《参考》会計の区分

会計区分	決算統計区分	自治法上の区分
一般	普通会計	一般会計
漁港管理		特別会計
墓地管理事業		
港湾管理事業		
市営住宅事業		
宮島水族館事業		
国民健康保険	公営事業会計	
介護保険		
後期高齢者医療		
下水道事業	公営事業会計（公営企業:法適用）	
国民宿舎事業		

財政健全化法に関する指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を明らかにするため、財政の健全化を判断するための比率を公表することとしています。

比率のいずれかが基準以上となった団体は、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられています。廿日市市はいずれの比率も基準を下回っています。

	健全化判断比率	県内市町（平均）	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 （一般会計などの赤字割合を示す比率）	該当なし（赤字なし）		11.71%以上	20.00%以上
連結実質赤字比率 （全ての会計の赤字割合を示す比率）	該当なし（赤字なし）		16.71%以上	30.00%以上
実質公債費比率 （借入金の返済額などの大きさを示す比率）	7.7%	6.7%	25.0%以上	35.0%以上
将来負担比率 （借入金残高など将来負担率）	68.6%	67.9%	350.0%以上	−

令和7年度決算に基づく資金不足比率

区分		資金不足比率	経営健全化基準
法適用企業	下水道事業	−	20.0%以上
	国民宿舎事業	−	

注意　資金不足額がない場合は、「−」を記載しています。
※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の比率
※ 経営健全化基準：経営状態が悪化しており、健全化を図るべきとされる基準
※ 法適用企業：地方公営企業法の全部または一部を適用している企業